

小山工業高等専門学校地域イノベーションサポートセンター運営委員会細則

制 定 平成20年4月1日

最終改正 令和2年2月4日

(趣旨)

第1条 この細則は、小山工業高等専門学校地域イノベーションサポートセンター規則（以下「規則」という。）第9条第2項の規定に基づき、地域イノベーションサポートセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 地域イノベーションサポートセンター長(以下「センター長」という。)
- 二 規則第5条に規定する地域イノベーションサポートセンター副センター長（以下「副センター長」という。)
- 三 規則第6条に規定するセンター員

(委員長及び会議の開催)

第3条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する副センター長がその職務を代行する。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの管理・運営の基本方針に関すること。
- 二 センターにおいて行う業務の企画立案及び実施計画に関すること。
- 三 地域企業等他の機関とセンターとの連携協力に関すること。
- 四 センターに係る規則、規程、細則等に関すること。
- 五 その他センター長が必要と認めたこと。

(委員会の事務)

第5条 委員会に関する事務は、総務課及び教育研究技術支援部技術室第3グループが協力して行う。

附 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校地域共同開発センター運営委員会細則（平成15年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この細則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。